

大阪市水道局 特名随意契約結果（工事請負）（少額随意契約を除く）

10 月分

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由(注1) (随意契約理由番号)	WTO
1	豊野浄水場オゾン設備整備修繕	諸設備工事	寝屋川市太秦高塚町1-1	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	66,960,000	平成29年10月4日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
2	豊野浄水場オゾン設備整備修繕(その2)	諸設備工事	寝屋川市太秦高塚町1-1	株式会社前澤エンジニアリングサービス	40,500,000	平成29年10月12日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号	K6	-
3	柴島浄水場外2か所次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕	諸設備工事	大阪市東淀川区柴島1-3-14 外	JFEアクアサービス機器株式会社	13,284,000	平成29年10月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第4号	K6	-
4	庭窪浄水場排水処理設備整備修繕	諸設備工事	守口市淀江町11-31	月島テクノメンテサービス株式会社	91,260,000	平成29年10月13日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号	K6	-
5	長居配水場高圧電動機整備修繕	諸設備工事	大阪市東住吉区長居公園1-26	東芝インフラシステムズ株式会社	7,344,000	平成29年10月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
6	大淀配水場高圧電動機整備修繕	諸設備工事	大阪市北区大淀北1-6-62	株式会社明電エンジニアリング	12,960,000	平成29年10月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
7	豊野浄水場無停電電源装置整備修繕	諸設備工事	寝屋川市太秦高塚町1-1	株式会社明電エンジニアリング	5,076,000	平成29年10月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-

(注1)文中、「地方自治法施行令第167条の2第1項各号」とあるのは「地方公営企業法施行令第21条の14第1項各号」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している中オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該中オゾン設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は三菱電機（株）より修繕業務を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場オゾン設備整備修繕（その2）

2 契約の相手方

（株）前澤エンジニアリングサービス

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している後オゾン設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該後オゾン設備は、前澤工業（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は前澤工業（株）より修繕業務を移管されている（株）前澤エンジニアリングサービスのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外2か所次亜塩素酸ナトリウム冷却設備整備修繕

2 契約の相手方

J F E アクアサービス機器（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場（上系）外2か所に設置している次亜塩素酸ナトリウム冷却設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該冷却設備は、磯村豊水機工（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、冷却設備の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、磯村豊水機工（株）の上水プラント事業は、平成26年5月1日をもってJ F E エンジニアリング（株）に吸収分割により事業継承されており、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は、J F E エンジニアリング（株）より修繕業務を移管されている、J F E アクアサービス機器（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場排水処理設備整備修繕

2 契約の相手方

月島テクノメンテサービス（株）

3 随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場に設置している排水処理設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該排水処理設備は、月島機械（株）が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認や機能保証を行うには、総合的な排水処理設備のシステム並びに各機器・装置の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は月島機械（株）より修繕業務を移管されている月島テクノメンテサービス（株）である。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

長居配水場高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

東芝インフラシステムズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、長居配水場に設置している配水ポンプ5号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、（株）東芝が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により高圧電動機の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の高圧電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、高圧電動機に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

なお、（株）東芝の社内カンパニーであるインフラシステムソリューション社が平成29年7月1日に東芝電機サービス（株）に継承分割され、それに伴い当該設備の事業が上記業者に継承され、同日付で東芝電機サービス（株）から東芝インフラシステムズ（株）に社名変更をされた。そのため、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は東芝インフラシステムズ（株）のみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

大淀配水場高圧電動機整備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、大淀配水場に設置している配水ポンプ4号用高圧電動機の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該設備は、(株) 明電舎が独自に設計、製作したものであり、整備修繕による部品交換や試験調整により高圧電動機の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の高圧電動機に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、高圧電動機に障害が発生した場合、その原因が高圧電動機固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができる唯一の業者は(株) 明電舎より修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2402）

随意契約理由書

1 案件名称

豊野浄水場無停電電源装置整備修繕

2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

3 随意契約理由

本修繕は、豊野浄水場高度浄水処理棟に設置している無停電電源装置の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該装置は、(株) 明電舎が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品交換や試験調整により設備の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕の履行にあたり現在稼働中の設備に障害が発生した場合には水道施設運用への影響を最小限にとどめるため、迅速に復旧を行う必要がある。

さらに、他の業者が本修繕を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない。

よって、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせることが可能な業者は(株) 明電舎より修繕業務を移管されている(株) 明電エンジニアリングのみである。

以上のことから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）